

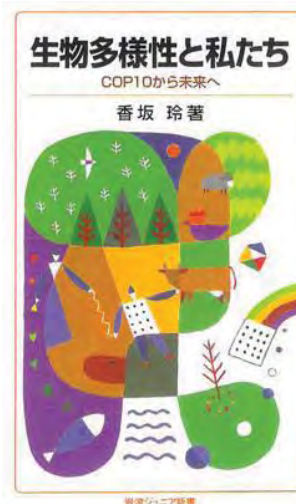
生物多様性保全と 市場メカニズムの活用

国内外の取組事例から

香坂玲

名古屋市立大学 准教授

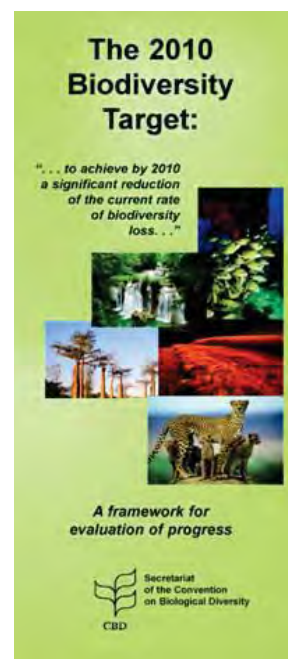
国連大学高等研究所 客員研究員



2010年 目標 (達成されなかった)

2010年までに生物多様性の
現在の損失速度を顕著に減少させる

- 世界、地域、国家レベルにおいて、貧困の緩和と地球上のすべての生命のために
- 2002年開催の生物多様性条約第6回締約国会議で採択された目標
- 持続可能な開発に関する世界首脳会議
ヨハネスブルグ・サミット でも承認



なぜ失敗？ 2010年目標 GBO3

経済評価がない！ 資源・技術が足りない！

- 人的・技術的な課題 ⇒ 愛知目標
- 科学的な情報へのアクセス ⇒ IPBES / SBSTTAの改善
- 意識の欠如 一般・政策決定者
主流化の欠如 ⇒ 愛知目標
- 意思決定の細分化
(省庁間のコミュニケーションの課題) ⇒ 愛知目標
- 経済評価の欠如 ⇒ TEEB

目標7 農林漁業 Aichi Target 7 Agriculture Forestry Fishery



目標 10 海洋の酸化・サンゴ礁
Aichi Target 10 Marine Acidification Coral Reef



水のサービスと弱者 愛知目標14
Water ecosystem & minorities Target 14

自然再生 愛知目標15
Nature Restoration Target 15



ご清聴ありがとうございました



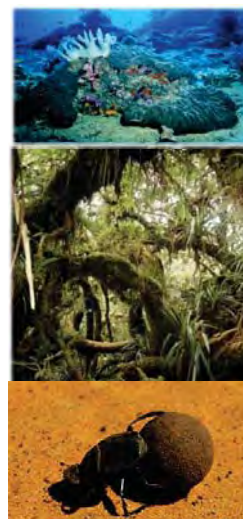
香坂 玲

www.4kbro.com

電子メール: kikori36@gmail.com

お時間あれば 見てください:

1/28 (土) 20:00 ~ 日本テレビ「世界一受けたい授業」



生物多様性条約の目的

- 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- 生物資源を持続可能であるように利用すること
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を公平かつ衡平に配分すること
[略してABS]

(CBD 第1条)



公開シンポジウムー生物多様性と生態系サービスの経済学ー

◆ 2020年までに生態系サービスが弾力性を備え、継続的にそのサービスが提供されることを確保するため、**生物多様性の損失を止める(to halt)緊急かつ効果的な行動をとる**

目標1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。
目標2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。
目標3	遅くとも2020年までに、国内の社会経済状況を考慮に入れて、生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止され、段階的に廃止され、又は負の影響を最小化又は回避するために改革され、また、条約と関連する国際的な義務に整合する形で生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
目標4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
目標5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と断片が顕著に減少する。
目標6	2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水性植物が持続的かつ法律に沿って管理、収穫され、生態系を基盤とするアプローチを適用し、それによって過剰漁獲を避け、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の影響が、生態学的限界の安全な範囲内に抑えられる。
目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
目標8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
目標9	2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入と定着経路を管理するための対策が講じられる。
目標10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。
目標11	2020年までに、少なくとも 陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域・海域の10% 、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。
目標12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。
目標13	2020年までに、社会的・文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
目標14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
目標15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
目標16	2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
目標17	2020年までに、各締約国が、効果的、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
目標18	2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
目標19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
目標20	少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく 資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべき である。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。